



三重県公報

令和2年7月10日 (金)

第 122 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
60	三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例第一条に規定する地域を定める規則の一部を改正する規則	(戦略企画総務課)	2
61	三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(廃棄物・リサイクル課)	3
告 示			
434	戦略企画部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(戦略企画総務課)	59
435	三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例第一条の規則で定める地域等を定める規則第1条第7号に基づき知事が定める地域	(同)	59
436	岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域における三重県県税条例の規定により延長した県税の申告等の期限の指定	(税 務 企 画 課)	59
437	介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定	(長 寿 介 護 課)	60
438	介護保険法の規定による介護予防サービス事業者の指定	(同)	60
439	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障 が い 福 祉 課)	60
440	地域連携部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(地域連携総務課)	60
441	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	61
442	同件	(同)	61
443	同件	(同)	62
444	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	63
445	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	(道 路 企 画 課)	63
446	県道の路線の廃止及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	64
447	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(同)	64
448	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	65
449	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	(同)	65
450	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下 水 道 事 業 課)	66
公 告			
	労働組合法施行令の規定により労働者委員の候補者の推薦を求める旨	(雇 用 対 策 課)	66
	建築基準法の規定による道路の位置指定及びその関係図書の縦覧	(建 築 開 発 課)	69
正 誤			
	平成30年10月26日付け三重県公報第3052号	(道 路 管 理 課)	69

規 則

三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例第一条に規定する地域を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年七月十日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第六十号

三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例第一条に規定する地域を定める規則の一部を改正する規則

三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例第一条に規定する地域を定める規則（平成二十八年三重県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例第一条の規則で定める地域等を定める規則 （条例第一条の規則で定める地域）</p> <p>第一条 三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例（平成二十八年三重県条例第二号、次条において「条例」という。）第一条の規則で定める地域は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>（条例第一条の規則で定める産業）</p>	<p>三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例第一条に規定する地域を定める規則</p> <p>三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例（平成二十八年三重県条例第二号）第一条に規定する地域は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一〜七 （略）</p>
<p>第二条 条例第一条の規則で定める産業は、日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）に定める産業のうち、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 大分類A―農業、林業</p> <p>二 大分類B―漁業</p> <p>三 大分類D―建設業</p> <p>四 大分類E―製造業</p> <p>五 大分類F―電気・ガス・熱供給・水道業（中分類三六―水道業を除く。）</p> <p>六 大分類G―情報通信業</p> <p>七 大分類H―運輸業、郵便業</p> <p>八 大分類I―卸売業、小売業</p> <p>九 大分類J―金融業、保険業（中分類六四―貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関のうち、小分類六四―貸金業及び小分類六四二―質屋を除く。）</p> <p>十 大分類M―宿泊業、飲食サービス業</p> <p>十一 大分類N―生活関連サービス業、娯楽業のうち、中分類七八―洗濯・理容・美容・浴場業、中分類七九―その他の生活関連サービス業及び中分類八〇―娯楽業（小分類八〇五―公園、遊園地に限る。）</p> <p>十二 大分類O―教育、学習支援業のうち、中分類八一―学校教育及び中分類八二―その他の教育、学習</p>	

支援業（小分類八二二―社会教育及び小分類八二三―職業・教育支援施設に限る。） 十三 大分類P―医療、福祉 十四 大分類Q―複合サービス事業 十五 大分類R―サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類九三―政治・経済・文化団体（小分類九三二―経済団体に限る。）
--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年七月十日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第六十一号

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例施行規則（平成二十年三重県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第一章 総則（第一条― 第二条の四 ） 第二章 産業廃棄物の適正な処理の確保 第一節 事業者等の義務（第三条― 第十四条 ） 第二節 <u>産業廃棄物の処理施設の設置等に関する環境配慮（第十五条―第二十八条）</u> 第三節 <u>産業廃棄物の処理状況等の透明化（第二十九条―第三十一条）</u> 第三章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な管理（ 第三十二条 ） 第四章 雑則（ 第三十三条・第三十四条 ） 附則 （用語） 第二条 （略） 第二条の二 <u>条例第二条第二項第八号の規則で定める変更は、次に掲げる変更とする。</u> 一 <u>産業廃棄物の処理施設の処理能力に係る変更であつて、当該変更によつて当該処理能力が十パーセント以上増大するもの</u> 二 <u>産業廃棄物の処理施設の位置、構造等に係る変更であつて、当該変更に伴い生活環境への負荷を増大させることとなるもの</u> 三 <u>産業廃棄物の処理施設において処理する産業廃棄物の種類の変更（単に種類を減ずる場合を除く。）</u> 四 <u>産業廃棄物の処理施設の用途の変更であつて、事業者がその事業活動に伴い生じる産業廃棄物を自ら処理するための処理施設を、産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うために使用することとするもの</u> 第二条の三 <u>条例第二条第二項第八号の規則で定め</u>	目次 第一章 総則（第一条・ 第二条 ） 第二章 産業廃棄物の適正な処理の確保 第一節 <u>事業者の義務（第三条―第十三条）</u> 第二節 <u>産業廃棄物の処理状況等の透明化（第十四条―第十六条）</u> 第三章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な管理（ 第十七条 ） 第四章 雑則（ 第十八条 ） 附則 （用語） 第二条 （略）

る地域は、次の表の上欄に掲げる産業廃棄物の処理施設の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める範囲の地域とする。

産業廃棄物の処理施設	範囲
一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第七条第十四号イに規定する場所	事業計画地の敷地境界からおおむね千メートル以内
二 令第七条第十四号ロに規定する場所であつて、その面積が三千平方メートル以上のもの	事業計画地の敷地境界からおおむね千メートル以内
三 令第七条第十四号ハに規定する場所であつて、その面積が千平方メートル以上のもの	事業計画地の敷地境界からおおむね五百メートル以内
四 令第七条第十四号ロに規定する場所であつて、第二号に掲げるものの以外のもの	事業計画地の敷地境界からおおむね五百メートル以内
五 令第七条第十四号ハに規定する場所であつて、第三号に掲げるものの以外のもの	事業計画地の敷地境界からおおむね五百メートル以内
六 令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設であつて、一日当たりの処理能力が百トンを超えるものの	事業計画地の敷地境界からおおむね千メートル以内
七 令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設であつて、前号に掲げるものの以外のもの	事業計画地の敷地境界からおおむね八百メートル以内
八 次のいずれかに該当する焼却施設（前二号に掲げる施設を除く。）	事業計画地の敷地境界からおおむね五百メートル以内
イ 汚泥（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設	
ロ 廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第十四号の廃油処理施設を除く。）	
ハ 廃プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設	
ニ 産業廃棄物の焼却施設（イ	

からへまでに該当するものを除く。)	
九 前各号に掲げる産業廃棄物の処理施設以外の産業廃棄物の処理施設	事業計画地の敷地境界からおおむね百メートル以内

第二条の四 条例第二条第二項第九号への規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 産業廃棄物の処理に伴い生ずる排水（雨水及び従業員等の生活排水を除く。第十五条第二項第八号及び同条第三項第四号において同じ。）を放流する場合において、放流地点から下流方向へおおむね千メートル以内の河川、水路等の管理者（国及び地方公共団体の長が管理者である場合を除く。）、水利権者（慣行水利権を含む。）及び漁業権者

- 二 産業廃棄物の処理施設の用に供する私道の敷地境界からおおむね二十メートル以内の土地所有者及び現に土地権利を有する者

第二章 (略)

第一節 事業者等の義務

(確認及び記録事項等)

第三条 条例第七条第一項の規定による確認は、次の各号のいずれかの方法により行うものとし、当該確認した事項の記録は五年間保存するものとする。

- 一・二 (略)

- 三 条例第九条第一項第二号の優良認定処理業者が公開している情報により、自ら確認すること。

2 条例第七条第一項の規定で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一〜四 (略)

- 五 委託に係る産業廃棄物の保管の状況（保管場所に係る届出の適用除外）

第六条 (略)

2 条例第八条第二項第四号の規則で定める一時的な保管は、産業廃棄物の保管を開始した日から二日以内に保管場所に保管するすべての産業廃棄物を保管場所から搬出する場合とする。（指定特別管理産業廃棄物）

第九条 条例第九条第二項本文の規則で定めるものは、令第二条の四第六号から第十一号までに定める産業廃棄物をいう。

第十三条 (略)

(説明及び報告の方法等)

第十四条 条例第十三条第一項の規定による説明は、対象解体工事に伴い生じる産業廃棄物の種類

第二章 (略)

第一節 事業者の義務

(確認及び記録事項等)

第三条 条例第七条第一項の規定による確認は、次の各号のいずれかの方法により行うものとし、当該確認した事項の記録は五年間保存するものとする。

- 一・二 (略)

2 条例第七条第一項の規定で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一〜四 (略)

- 五 委託に係る産業廃棄物の保管の場所の状況（保管場所に係る届出の適用除外）

第六条 (略)

2 条例第八条第二項第三号の規則で定める一時的な保管は、産業廃棄物の保管を開始した日から二日以内に保管場所に保管するすべての産業廃棄物を保管場所から搬出する場合とする。（指定特別管理産業廃棄物）

第九条 条例第九条第二項本文の規則で定めるものは、~~廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）~~第二条の四第六号から第十一号までに定める産業廃棄物をいう。

第十三条 (略)

	<p>ごとの数量、処分を行う事業者及び処分の場所、処分方法並びに処理に要する費用の額を記載した書面を交付することにより行うものとし、同項の規定による保存は、当該説明の日から五年間行うものとする。</p>
2	<p>条例第十三条第二項の規定による報告は、次の各号のいずれかの方法により行うものとし、同項の規定による保存は、当該報告の日から五年間行うものとする。</p> <p>一 対象解体工事の元請業者が当該対象解体工事に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下この号及び次号において「法」という。）第十二条の三第四項、同条第五項又は法第十二条の五第六項の規定により産業廃棄物管理票の写しの送付を受けた日（産業廃棄物管理票を複数交付しているときは、最後に写しの送付を受けた日）から十五日以内に当該産業廃棄物管理票の写しを提示し、適正に処理した旨を記載した書面を交付することにより行う方法</p> <p>二 対象解体工事の元請業者が当該対象解体工事に係る法第十二条の五第五項の規定により通知を受けた日から十五日以内に当該通知を提示し、適正に処理した旨を記載した書面を交付することにより行う方法</p> <p>三 対象解体工事に伴い生じた産業廃棄物の最終処分が終了した日から十五日以内に当該対象解体工事に伴い生じた産業廃棄物の種類ごとの数量、処分場所、処分方法及び最終処分終了年月日を記載した書面を交付（対象解体工事の元請業者が当該対象解体工事に伴い生じた産業廃棄物の最終処分を自ら行った場合に限る。）することにより行う方法</p> <p>第二節 産業廃棄物の処理施設の設置等に関する環境配慮 （事業計画書の提出方法等）</p>
第十五条	<p>条例第二十一条第一項の規定による事業計画書の提出は、事業計画書（第八号様式）により行うものとする。</p>
2	<p>前項の事業計画書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>一 産業廃棄物の処理施設及び事業の用に供する施設の配置図</p> <p>二 産業廃棄物の処理施設の構造及び処理能力（産業廃棄物の最終処分場（以下この項において単に「最終処分場」という。）にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）を明らかにする図面及び設計計算書</p> <p>三 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及</p>

	び地下水の状況を明らかにする書類並びに災害防止のための計画及び埋立処分の計画を記載した書類
	四 最終処分場以外の産業廃棄物の処理施設にあつては、処理工程図及び処理後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類
	五 事業計画地の付近の見取図
	六 排水の経路図
	七 事業計画地の登記事項証明書及び不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十四条第一項に規定する地図又は同条第四項に規定する図面の写し
	八 関係地域に該当する地域（産業廃棄物の処理に伴い生ずる排水を放流する場合は、放流地点を含む。）を明らかにする図面
	九 その他知事が必要と認める書類及び図面
3	条例第二十一条第一項第七号の産業廃棄物の処理施設の位置、構造等に関する計画に係る事項として事業計画書に記載すべきものは、次のとおりとする。
	一 産業廃棄物の処理施設の位置
	二 産業廃棄物の処理施設の処理方式
	三 産業廃棄物の処理施設の構造及び設備
	四 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）
	五 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値
	六 悪臭の発散並びに騒音及び振動の発生を防止するための措置
	七 その他産業廃棄物の処理施設の構造等に関する事項
4	条例第二十一条第一項第八号の産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画に係る事項として事業計画書に記載すべきものは、次のとおりとする。
	一 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値
	二 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項
	三 その他産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する事項
5	条例第二十一条第一項第十号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
	一 産業廃棄物の搬入及び搬出の時間、方法及び経路
	二 産業廃棄物の処理施設を使用する日時
	三 産業廃棄物の処理施設の設置等に当たり行政

	<p>庁の許可、認可、承認、行政庁に対する届出その他これらに類するものを必要とする場合にあつてはそれらの手続の状況</p> <p>四 事業計画者の連絡先</p> <p>五 その他知事が必要と認める事項</p> <p>(事業計画書の公告の方法等)</p>
第十六条	<p>条例第二十二條第一項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。</p> <p>一 インターネット上に開設したホームページへの掲載</p> <p>二 関係地域内の公共の場所における掲示</p> <p>三 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載</p> <p>四 その他知事が適当と認める方法</p>
2	<p>条例第二十二條第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 事業計画者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 事業計画地並びに産業廃棄物の処理施設の種類、処理能力及び処理する産業廃棄物の種類</p> <p>三 事業計画書の写しの縦覧の場所及び時間</p> <p>四 説明会の開催を予定する日時及び場所</p> <p>五 関係住民等は、意見書を提出することができる旨及び提出期限、提出先その他の意見書の提出に必要な事項</p> <p>六 事業計画者は、関係住民等から意見書の提出があつたときは、見解書を作成し、縦覧に供する旨</p> <p>七 関係住民等は、事業計画者が見解書の縦覧を開始したときは、再意見書を提出することができる旨</p> <p>八 事業計画者は、関係住民等から再意見書の提出があつたときは、再度見解書を作成し、縦覧に供する旨</p> <p>九 第六号及び前号の縦覧の場所その他の縦覧に必要な事項並びに再意見書の提出期限その他の再意見書の提出に必要な事項を公告する方法</p> <p>十 その他知事が必要と認める事項</p> <p>(事業計画書の縦覧に供する場所)</p>
第十七条	<p>条例第二十二條第一項の規定により事業計画書の写しを縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。</p> <p>一 事業計画者の事務所</p> <p>二 関係市町の庁舎その他の関係市町の施設</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、事業計画者が利用できる適切な施設</p>
2	<p>事業計画者は、前項のいずれかの場所で縦覧に</p>

	<p>供するほか、事業計画書の写し及び事業計画の概要をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。</p> <p>(事業計画書の公表等)</p>
第十八条	<p>条例第二十二條第二項の規定による公表は、次の方法により行うものとする。</p> <p>一 インターネット上の県が開設するホームページへの掲載</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法</p>
2	<p>条例第二十二條第二項の規定により事業計画書の写しを一般の閲覧に供する場所は、関係地域を管轄する地域防災総合事務所等とする。</p>
3	<p>条例第二十二條第二項の規定により一般の閲覧に供された事業計画書の写しを閲覧しようとする者(以下「閲覧者」という。)は、三重県の休日</p> <p>を定める条例(平成元年三重県条例第二号)第一條第一項各号に掲げる日以外の日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間に、閲覧することができる。</p>
4	<p>閲覧者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 事業計画書の写しを指定された場所で閲覧し、当該場所から持ち出さないこと。</p> <p>二 事業計画書の写しを汚損し、棄損し、又は紛失しないこと。</p>
5	<p>知事は、前項の規定に違反した者に対し、閲覧を停止し、又は禁止することができる。</p> <p>(説明会の開催の方法等)</p>
第十九条	<p>条例第二十三條第一項の規定による説明会は、できる限り説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、関係地域に二以上の市町の区域が含まれる場合には、説明会を開催すべき地域を二以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。</p> <p>2 事業計画者は、説明会に参加した者に対して、事業計画の概要を記載した書類及び図面を配布し、事業計画の内容を具体的かつ平易に説明するよう努めるとともに、第十六條第二項第五号から第九号までに掲げる事項を説明するものとする。</p> <p>(説明会実施概要に記載する事項等)</p>
第二十条	<p>条例第二十三條第二項の規定による説明会の実施状況の概要は、次に掲げる事項を記載するとともに、説明会で配布した書類及び図面を添付し作成するものとする。</p> <p>一 事業計画者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>二 事業計画地並びに産業廃棄物の処理施設の種別、処理能力及び処理する産業廃棄物の種類</p>

三	説明会を開催した日時及び場所並びに参加人数
四	説明会における事業計画に対する意見及び質疑応答の要旨
2	<p>条例第二十三条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。</p>
一	前項第一号から第三号までに掲げる事項
二	説明会の実施状況の概要を縦覧する場所及び時間
三	第十六条第二項第五号から第九号までに掲げる事項
3	<p>第十六条第一項及び第十七条の規定は、条例第二十三条第二項の規定による公告及び縦覧について準用する。この場合において、第十七条第一項中「条例第二十三条第一項の規定により事業計画書の写し」とあるのは「条例第二十三条第二項の規定により説明会の実施状況の概要」と、第十七条第二項中「事業計画書の写し及び事業計画の概要」とあるのは「説明会の実施状況の概要」と読み替えるものとする。</p> <p>(意見書に記載する事項等)</p>
第二十一条	<p>条例第二十四条の規定による意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p>
一	<p>意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに条例第二条第二項第九号イからハまでの別</p>
二	<p>意見書に係る事業計画者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び事業計画地並びに産業廃棄物の処理施設の種別</p>
三	<p>事業計画書について生活環境の保全上の見地からの意見</p>
2	<p>前項第三号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。</p> <p>(見解書の公告する事項)</p>
第二十二条	<p>条例第二十五条第一項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。</p>
一	<p>事業計画者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p>
二	<p>事業計画地並びに産業廃棄物の処理施設の種別、処理能力及び処理する産業廃棄物の種別</p>
三	<p>見解書の縦覧の場所及び時間</p>
四	<p>関係住民等は再意見書を提出することができる旨及び提出期限、提出先その他の再意見書の提出に必要な事項</p>
五	<p>事業計画者は、関係住民等から再意見書の提出があつたときは、再度見解書を作成し、縦覧に供する旨</p>
六	<p>前号の縦覧の場所その他の縦覧に必要な事項</p>

	を公告する方法
	七 その他知事が必要と認める事項
2	<p>第十六条第一項及び第十七条の規定は、条例第二十五条第一項の規定による公告及び縦覧について適用する。この場合において、第十七条第一項中「条例第二十二條第一項の規定により事業計画書の写し」とあるのは「条例第二十五条第一項の規定により見解書」と、第十七条第二項中「事業計画書の写し及び事業計画の概要」とあるのは「見解書」と読み替えるものとする。</p>
3	<p>前条の規定は、条例第二十五条第二項の規定による再意見書の提出について適用する。この場合において、前条第一項中「意見書」とあるのは「再意見書」と、「事業計画書」とあるのは「見解書」と読み替えるものとする。</p> <p>(合意形成手続終了の報告方法)</p>
	<p>第二十三条 条例第二十六条第一項の規定による合意形成手続終了報告書の提出は、合意形成手続終了報告書(第九号様式)により行うものとする。</p>
2	<p>前項の合意形成手続終了報告書には、次に掲げる書面又は図面を添付しなければならない。</p> <p>一 条例第二十三条第二項の規定に基づき縦覧に供した説明会の実施状況の概要の写し</p> <p>二 関係住民等から提出された意見書の写し及び当該意見書に対する見解書の写し(再意見書の提出がある場合には、当該再意見書の写し及び当該再意見書に対する見解書の写し)</p> <p>三 条例第二十九条第三項の規定による届出をした場合においては、当該届出に係る変更後の事業計画書</p>
	四 その他知事が必要と認める書類
3	<p>第十八条の規定は、条例第二十六条第二項の規定による公表及び閲覧について適用する。この場合において、第十八条第二項中「条例第二十二條第一項の規定により事業計画書の写し」とあるのは「条例第二十六条第二項の規定により合意形成手続終了報告書の写し」と、第十八条第三項中「条例第二十二條第二項の規定により一般の閲覧に供された事業計画書の写し」とあるのは「条例第二十六条第二項の規定により一般の閲覧に供された合意形成手続終了報告書の写し」と、第十八条第四項第一号及び第二号中「事業計画書の写し」とあるのは「合意形成手続終了報告書の写し」と読み替えるものとする。</p> <p>(関係行政機関の長との協議又は調整の結果の報告の方法)</p>
	<p>第二十四条 条例第二十七条第三項の規定による報告は、協議調整報告書(第十号様式)により行うものとする。</p> <p>(運用)</p>

第二十五条 第十八条第一項の規定は、条例第二十八
 条第一項の規定による公表について準用する。
 (事業計画書の変更の届出等)

第二十六条 条例第二十九条第一項本文の規定によ
 る変更事業計画書の提出は、変更事業計画書(第
 十一号様式)により、第十五条第二項各号に掲げ
 る書類及び図面を添付して行うものとする。

2 条例第二十九条第一項の規則で定める軽微な変
 更は、次に掲げる変更とする。

1 条例第二十一条第一項第一号に掲げる事項の
 変更

1 第十五条第五項第三号又は第四号に掲げる事
 項の変更

2 前二号に掲げるもののほか、生活環境への負
 荷を増大させることとならないと知事が認める
 変更

3 条例第二十九条第三項の規定による届出は、事
 業計画変更届出書(第十二号様式)により、前項
 各号に掲げる変更の内容を明らかにした書類を添
 付して行うものとする。
 (事業計画書の廃止の届出等)

第二十七条 条例第三十条第一項の規定による届出
 は、事業計画廃止届出書(第十三号様式)により
 行うものとする。

2 第十六条第一項の規定は、条例第三十条第二項
 本文の規定による公告について準用する。
 (適用除外)

第二十八条 条例第三十四条第二項の規定による申
 請は、適用除外認定申請書(第十四号様式)によ
 り、第十五条第二項各号に掲げる書類及び図面を
 添付して行うものとする。

2 知事は、条例第三十四条第二項の規定による生
 活環境の保全上支障が生じるおそれがないと認め
 られる産業廃棄物の処理施設として認定をしたと
 きは、事業計画者に対し、その旨を通知するもの
 とする。

第三節 (略)
 (産業廃棄物の処理状況の報告方法等)

第二十九条 条例第三十五条第一項の規定による報
 告は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十
 一日以前の一年間における産業廃棄物の処理の状
 況に関し、次に掲げる区分に応じた報告書により
 行うものとする。

1 産業廃棄物の収集又は運搬の状況 産業廃棄
 物収集又は運搬状況報告書(第十五号様式)

1 産業廃棄物の処分の状況 産業廃棄物処分状
 況報告書(第十六号様式)

2 条例第三十五条第一項第六号の規則で定める事
 項は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当
 該各号に定めるものとする。

第二節 (略)
 (産業廃棄物の処理状況の報告方法等)

第十四条 条例第十八条第一項の規定による報告
 は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一
 日以前の一年間における産業廃棄物の処理の状況
 に関し、次に掲げる区分に応じた報告書により行
 うものとする。

1 産業廃棄物の収集又は運搬の状況 産業廃棄
 物収集又は運搬状況報告書(第八号様式)

1 産業廃棄物の処分の状況 産業廃棄物処分状
 況報告書(第九号様式)

2 条例第十八条第一項第六号の規則で定める事項
 は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該
 各号に定めるものとする。

<p>一・二 (略) (報告された処理状況の公表事項等)</p> <p>第三十条 条例第三十五条第二項の規定による公表は、情報公開条例第七条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除くものとする。</p> <p>2 (略) (行政処分等の公表)</p>	<p>一・二 (略) (報告された処理状況の公表事項等)</p> <p>第十五条 条例第十八条第二項の規定による公表は、情報公開条例第七条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除くものとする。</p> <p>2 (略) (行政処分等の公表)</p>
<p>第三十一条 条例第三十六条第一項第二号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略) (ポリ塩化ビフェニル廃棄物紛失時等の届出等)</p>	<p>第十六条 条例第十九条第一項第二号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略) (ポリ塩化ビフェニル廃棄物紛失時等の届出等)</p>
<p>第三十二条 条例第三十九条第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる届出書により行うものとする。</p> <p>一 保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失が判明したとき ポリ塩化ビフェニル廃棄物紛失届出書 (第十七号様式)</p> <p>二 保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物の破損、ポリ塩化ビフェニルの環境への飛散及び流出等の事故が発生したとき ポリ塩化ビフェニル廃棄物事故届出書 (第十八号様式)</p>	<p>第十七条 条例第二十一条第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる届出書により行うものとする。</p> <p>一 保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失が判明したとき ポリ塩化ビフェニル廃棄物紛失届出書 (第十号様式)</p> <p>二 保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物の破損、ポリ塩化ビフェニルの環境への飛散及び流出等の事故が発生したとき ポリ塩化ビフェニル廃棄物事故届出書 (第十一号様式)</p>
<p>2 条例第三十九条第一項第三号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜五 (略) (証明書の様式)</p>	<p>2 条例第二十一条第一項第三号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜五 (略) (証明書の様式)</p>
<p>第三十三条 条例第四十一条第二項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書 (第十九号様式) とする。</p> <p>(補則)</p>	<p>第十八条 条例第二十三条第二項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書 (第十二号様式) とする。</p>
<p>第三十四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p>	

第一号様式から第十二号様式までを次のように改める。

第 1 号様式（第 4 条関係）

措 置 内 容 等 報 告 書

年 月 日

三重県知事 あて

住所
氏名
報告者 法人にあつては、名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地
電話番号

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 7 条第 2 項の規定により、措置内容等を次のとおり報告します。

工場等又は解体作業現場等の 名 称		
工場等又は解体作業現場等の 所 在 地		
委 託 先 処 分 業 者	氏名（法人にあつては名称）	
	処 理 施 設 設 置 場 所	
不 適 正 な 処 分 の 状 況		
講 じ た 措 置 の 内 容		
確 認 年 月 日 及 び 確 認 方 法		年 月 日

（規格 A 4 版）

備考 「確認年月日及び確認方法」の欄は、当該不適正な処分を確認した日及びその方法を記載してください。

第 2 号様式 (第 5 条関係)

産業廃棄物保管場所届出書

年 月 日

三重県知事 あて

住所
氏名
届出者 法人にあつては、名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地
電話番号

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、産業廃棄物の保管場所について、次のとおり届け出ます。

保管場所の所在地等	所在地	
	面積	m ²
	土地所有者等の氏名 (法人にあつては、名称、代表者の氏名)	
	土地所有者等の住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
産業廃棄物の種類及び数量		
産業廃棄物の保管の方法		
保管後の搬出先 (積替え保管の場合に限る。)		
保管場所の使用開始 (予定) 年 月 日		年 月 日

(規格 A 4 版)

備考

- 1 「産業廃棄物の種類及び数量」の欄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条に規定する産業廃棄物の種類及び保管しようとする産業廃棄物の最大の数量を立方メートル又はトンの単位で記載してください。
- 2 「保管後の搬出先（積替え保管の場合に限る。）」の欄は、保管していた産業廃棄物を処分又は再生する事業者名を記入してください。
- 3 「保管場所の使用開始（予定）年月日」の欄は、届出時点で想定される保管開始日（予定日で可）を記載してください。
- 4 次に掲げる書類及び図面を添付してください。
 - (1) 保管場所の付近の見取図
 - (2) 保管場所の状況を明らかにする平面図及び立面図
 - (3) 容器を用い、又は囲いに接して産業廃棄物を保管する場合は、その構造を明らかにする図面
 - (4) その他知事が必要と認める書類又は図面

第3号様式（第7条関係）

産業廃棄物保管場所（変更・廃止）届出書

年 月 日

三重県知事 へ

住所
氏名
届出者 法人にあつては、名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地
電話番号

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第8条第3項の規定により、届出事項の（変更・廃止）について、次のとおり届け出ます。

保管場所の所在地		
変更内容	変 更 前	変 更 後
(変更・廃止)年月日	年 月 日	

(規格A4版)

備考

- 1 次に掲げる書類及び図面等のうち、変更事項に係るものを添付してください。
 - (1) 保管場所の付近の見取図
 - (2) 保管場所の状況を明らかにする平面図及び立面図
 - (3) 容器を用い、又は囲いに接して産業廃棄物を保管する場合は、その構造を明らかにする図面
 - (4) その他知事が必要と認める書類又は図面
- 2 廃止の場合は、変更後欄に「廃止」と記入してください。

第 4 号様式（第 8 条関係）

（表面）

県外産業廃棄物搬入届出書

年 月 日

三重県知事 あて

住所

氏名

届出者 法人にあつては、名称、代表者の氏名

及び主たる事務所の所在地

電話番号

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 9 条第 1 項本文の規定により、産業廃棄物の搬入について次のとおり届け出ます。

工場等又は解体作業現場等の名称			
工場等又は解体作業現場等の所在地			
県内に搬入し処分しようとする産業廃棄物	種 類	処分数量 (m ³ 又は t)	処 分 方 法
	計 (契約日以前 1 年間)	()	
処 分 期 間	年 月 日 (搬入開始予定) から 年 月 日まで		
産業廃棄物の性状			
産業廃棄物の発生工程			
産 業 廃 棄 物 の 収 集 ・ 運 搬 業 者	氏名又は名称		
	住 所		
	許 可 番 号		

(裏面)

産業廃棄物の処分業者	埋立処分 以外の処分	氏名又は名称	
		住 所	
		許 可 番 号	
		施設の種類、処理 能力及び設置場所	
	埋立処分	氏名又は名称	
		住 所	
		許 可 番 号	
		施設の種類、処理 能力及び設置場所	

(規格 A 4 版)

備考

- 1 「県内に搬入し処分しようとする産業廃棄物」の欄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条に規定する産業廃棄物の種類ごとに記載してください。
- 2 「処分数量」の欄は、産業廃棄物の委託契約書に記載された産業廃棄物の数量を立方メートル又はトンの単位で記載してください。
また、() 内に、当該委託契約日以前1年間に委託した契約数量の合計を記入してください。
- 3 「処分期間」の欄は、委託契約書に記載された有効期間を記載してください。
- 4 「産業廃棄物の発生工程」の欄は、原材料及び工程で使用される薬品等も含めて記載してください。
- 5 「施設の種類、処理能力及び設置場所」の欄は、処分を委託する産業廃棄物を処理する施設の種類、当該施設の1日当たりの処理能力及びその設置場所を記載してください。
- 6 次に掲げる書類及び図面を添付してください。
 - (1) 産業廃棄物の性状を明らかにする書類
 - (2) 排出事業者の事業の概要を記載した書類
 - (3) 産業廃棄物の発生工程の概要図
 - (4) 産業廃棄物処理業者との委託契約書の写し
 - (5) その他知事が必要と認める書類

第 5 号様式（第10条関係）

（表面）

県外指定特別管理産業廃棄物搬入届出書

年 月 日

三重県知事 へ

住所

氏名

届出者 法人にあつては、名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地
電話番号

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 9 条第 2 項本文の規定により、指定特別管理産業廃棄物の搬入について次のとおり届け出ます。

工場等又は解体作業 現場等の名称			
工場等又は解体作業 現場等の所在地			
県内に搬入し処分しようとする指定特別管理 産業廃棄物	種 類	処分数量（m ³ 又は t）	処 分 方 法
	計 （契約日以前 1 年間）	（ ）	
処 分 期 間	年 月 日（搬入開始予定）から 年 月 日まで		
指定特別管理産業 廃棄物の性状			
指定特別管理産業 廃棄物の発生工程			
県内へ搬入する理由			

(裏面)

指定特別管理産業 廃棄物の収集・ 運搬業者		氏名又は名称	
		住 所	
		許 可 番 号	
の指定特別 処分特別 管理産業 廃棄物	埋立処分 以外の処分	氏名又は名称	
		住 所	
		許 可 番 号	
		施設の種類、処理 能力及び設置場所	
	埋立処分	氏名又は名称	
		住 所	
		許 可 番 号	
		施設の種類、処理 能力及び設置場所	

(規格A4版)

備考

- 1 「県内に搬入し処分しようとする指定特別管理産業廃棄物」の欄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第5号に規定する特定有害産業廃棄物の種類ごとに記載してください。
- 2 「処分数量」の欄は、産業廃棄物の委託契約書に記載された産業廃棄物の数量を立方メートル又はトンの単位で記載してください。
また、()内に、当該委託契約日以前1年間に委託した契約数量の合計を記入してください。
- 3 「処分期間」の欄は、委託契約書に記載された有効期間を記載してください。
- 4 「指定特別管理産業廃棄物の発生工程」の欄は、原材料及び工程で使用される薬品等も含めて記載してください。
- 5 「施設の種類、処理能力及び設置場所」の欄は、処分を委託する指定特別管理産業廃棄物を処理する施設の種類、当該施設の1日当たりの処理能力及びその設置場所を記載してください。
- 6 次に掲げる書類及び図面を添付してください。
 - (1) 指定特別管理産業廃棄物の性状を明らかにする書類
 - (2) 排出事業者の事業の概要を記載した書類
 - (3) 指定特別管理産業廃棄物の発生工程の概要図
 - (4) 産業廃棄物処理業者との委託契約書の写し
 - (5) その他知事が必要と認める書類

第 6 号様式（第11条関係）

県外産業廃棄物搬入変更届出書

年 月 日

三重県知事 あて

住所

氏名

届出者 法人にあつては、名称、代表者の氏名

及び主たる事務所の所在地

電話番号

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第10条第1項本文の規定により、届出事項の変更について、次のとおり届け出ます。

工場等又は解体作業 現場等の名称		
工場等又は解体作業 現場等の所在地		
変更の 内容	変 更 前	
	変 更 後	

(規格 A 4 版)

備考

次に掲げる書類及び図面等のうち、変更事項に係るものを添付してください。

- 1 産業廃棄物の性状を明らかにする書類
- 2 排出事業者の事業の概要を記載した書類
- 3 産業廃棄物の発生工程の概要図
- 4 産業廃棄物処理業者との委託契約書の写し
- 5 その他知事が必要と認める書類

第 7 号様式（第12条関係）

県外指定特別管理産業廃棄物搬入変更届出書

年 月 日

三重県知事 あて

住所

氏名

届出者 法人にあつては、名称、代表者の氏名

及び主たる事務所の所在地

電話番号

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第10条第2項本文の規定により、届出事項の変更について、次のとおり届け出ます。

工場等又は解体作業 現場等の名称		
工場等又は解体作業 現場等の所在地		
変更の 内容	変 更 前	
	変 更 後	

(規格 A 4 版)

備考

次に掲げる書類及び図面等のうち、変更事項に係るものを添付してください。

- 1 指定特別管理産業廃棄物の性状を明らかにする書類
- 2 排出事業者の事業の概要を記載した書類
- 3 指定特別管理産業廃棄物の発生工程の概要図
- 4 産業廃棄物処理業者との委託契約書の写し
- 5 その他知事が必要と認める書類

第 8 号様式 (第 15 条関係)

(第 1 面)

事業計画書

年 月 日

三重県知事 あて

住所
 氏名
 事業計画者 法人にあつては、名称、代表者の氏名及び
 主たる事務所の所在地
 電話番号

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第21条第1項の規定により、産業廃棄物の処理施設の設置等について、次のとおり事業計画書を提出します。

産業廃棄物の処理施設の設置等の目的	
産業廃棄物の処理施設の設置等の場所	
産業廃棄物の処理施設の種類	
産業廃棄物の処理施設において処理する産業廃棄物の種類	
産業廃棄物の処理施設の処理能力	
産業廃棄物の処理施設の位置、構造等に関する計画	
産業廃棄物の処理施設の位置	
産業廃棄物の処理施設の処理方式	
産業廃棄物の処理施設の構造及び設備	
処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)	
設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
悪臭の発散並びに騒音及び振動の発生を防止するための措置	
その他産業廃棄物の処理施設の構造等に関する事項	

(規格 A 4 版)

(第2面)

産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画		
	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する事項	
説明会の開催の周知方法並びに事業計画書を公告及び縦覧する方法		
説明会の開催の周知方法	予 定 日 時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
	予 定 場 所 及 び 収 容 人 数	
	周 知 の 方 法	
事業計画書を 公告及び縦覧 する方法	公 告 の 方 法	
	公 告 予 定 日	年 月 日
	縦 覧 場 所	
	縦 覧 開 始 予 定 日	年 月 日
	縦 覧 時 間	時 分 ~ 時 分
産業廃棄物の搬入及び搬出の時間、方法及び経路		
産業廃棄物の処理施設を使用する日時		
産業廃棄物の処理施設の設置等に当たり行政庁の許可、認可、承認、行政庁に対する届出その他これらに類するものを必要とする場合にあってはそれらの手続の状況		
事業計画者の 連絡先	担 当 部 署	
	T E L	
	F A X	

(第3面)

備考

- 1 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 次に掲げる書類及び図面を添付してください。
 - (1) 産業廃棄物の処理施設及び事業の用に供する施設の配置図
 - (2) 産業廃棄物の処理施設の構造及び処理能力（最終処分場にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）を明らかにする図面及び設計計算書
 - (3) 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類並びに災害防止のための計画及び埋立処分の計画を記載した書類
 - (4) 最終処分場以外の産業廃棄物の処理施設にあつては、処理工程図及び処理後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類
 - (5) 事業計画地の付近の見取図
 - (6) 排水の経路図
 - (7) 事業計画地の登記事項証明書及び不動産登記法第 14 条第 1 項に規定する地図又は同条第 4 項に規定する図面の写し
 - (8) 関係地域に該当する地域（産業廃棄物の処理に伴い生ずる排水（雨水及び従業員等の生活排水を除く。）を放流する場合は、放流地点を含む。）を明らかにする図面
 - (9) その他知事が必要と認める書類及び図面

第9号様式（第23条関係）

（表面）

合意形成手続終了報告書

年 月 日

三重県知事 あて

住所
 氏名
 事業計画者 法人にあつては、名称、代表者の氏名及び
 主たる事務所の所在地
 電話番号

年 月 日付けで提出した事業計画書について、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第26条第1項の規定により、次のとおり合意形成手続終了報告書を提出します。

産業廃棄物の処理施設の設置等の場所		
産業廃棄物の処理施設の種類		
産業廃棄物の処理施設において処理する産業廃棄物の種類		
産業廃棄物の処理施設の処理能力		
事業計画書の公告及び縦覧の実施状況	公告の方法	
	公告日	年 月 日
	縦覧場所	
	縦覧開始日	年 月 日
	縦覧時間	時 分 ~ 時 分
説明会の開催状況	開催日時	年 月 日
	開催場所	
	出席者数	

（規格A4版）

(裏面)

説明会実施概要の公告及び縦覧の実施状況	公告の方法	
	公告日	年 月 日
	縦覧場所	
	縦覧開始日	年 月 日
	縦覧時間	時 分 ～ 時 分
意見書の提出件数 (再意見書の提出件数)		件 (件)
合意形成が図られたと判断した理由		
条例第 29 条第 3 項の規定により、事業計画を変更した事項の概要		

備考

- 1 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 次に掲げる書類及び図面を添付してください。
 - (1) 事業計画書の公告に用いた書面又はその写し
 - (2) 説明会で配布した書類及び図面
 - (3) 条例第 23 条第 2 項の規定に基づき縦覧に供した説明会の実施状況の概要の写し
 - (4) 関係住民等から提出された意見書の写し及び当該意見書に対する見解書の写し（再意見書の提出がある場合には、当該再意見書の写し及び当該再意見書に対する見解書の写し）
 - (5) 条例第 29 条第 3 項の規定による届出をした場合においては、当該届出に係る変更後の事業計画書
 - (6) その他知事が必要と認める書類

第 10 号様式（第 24 条関係）

協議調整済報告書

年 月 日

三重県知事 あて

住所
 氏名
 事業計画者 法人にあつては、名称、代表者の氏名
 及び主たる事務所の所在地
 電話番号

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 27 条第 3 項の規定により、関係行政機関の長と協議又は調整を行いましたので、次のとおり協議調整済報告書を提出します。

協議又は調整事項 (関係行政機関名)	協議又は調整を実施した年月日及びその結果

(規格 A 4 版)

備考 協議及び調整の結果の内容の参考となる書類及び図面を添付してください。

第 11 号様式 (第 26 条関係)

(第 1 面)

変更事業計画書

年 月 日

三重県知事 あて

住所
 氏名
 事業計画者 法人にあつては、名称、代表者の氏名及び
 主たる事務所の所在地
 電話番号

年 月 日付けで提出した事業計画書について、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第29条第1項本文の規定により、次のとおり変更後の事業計画書を提出します。

変更の内容	
変更の理由	
産業廃棄物の処理施設の設置等の目的	
産業廃棄物の処理施設の設置等の場所	
産業廃棄物の処理施設の種類	
産業廃棄物の処理施設において処理する産業廃棄物の種類	
産業廃棄物の処理施設の処理能力	
産業廃棄物の処理施設の位置、構造等に関する計画	
産業廃棄物の処理施設の位置	
産業廃棄物の処理施設の処理方式	
産業廃棄物の処理施設の構造及び設備	
処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)	
設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	

(規格 A 4 版)

(第2面)

	悪臭の発散並びに騒音及び振動の発生を防止するための措置	
	その他産業廃棄物の処理施設の構造等に関する事項	
産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画		
	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する事項	
説明会の開催の周知方法並びに事業計画書を公告及び縦覧する方法		
説明会の開催の周知方法	予 定 日 時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
	予 定 場 所 及 び 収 容 人 数	
	周 知 の 方 法	
事業計画書を公告及び縦覧する方法	公 告 の 方 法	
	公 告 予 定 日	年 月 日
	縦 覧 場 所	
	縦 覧 開 始 予 定 日	年 月 日
	縦 覧 時 間	時 分 ~ 時 分
産業廃棄物の搬入及び搬出の時間、方法及び経路		
産業廃棄物の処理施設を使用する日時		
産業廃棄物の処理施設の設置等に当たり行政庁の許可、認可、承認、行政庁に対する届出その他これらに類するものを必要とする場合にあってはそれらの手続の状況		
事業計画者の連絡先	担 当 部 署	
	T E L	
	F A X	

(第3面)

備考

- 1 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 次に掲げる書類及び図面を添付してください。
 - (1) 産業廃棄物の処理施設及び事業の用に供する施設の配置図
 - (2) 産業廃棄物の処理施設の構造及び処理能力（最終処分場にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）を明らかにする図面及び設計計算書
 - (3) 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類並びに災害防止のための計画及び埋立処分の計画を記載した書類
 - (4) 最終処分場以外の産業廃棄物の処理施設にあつては、処理工程図及び処理後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類
 - (5) 事業計画地の付近の見取図
 - (6) 排水の経路図
 - (7) 事業計画地の登記事項証明書及び不動産登記法第 14 条第 1 項に規定する地図又は同条第 4 項に規定する図面の写し
 - (8) 関係地域に該当する地域（産業廃棄物の処理に伴い生ずる排水（雨水及び従業員等の生活排水を除く。）を放流する場合は、放流地点を含む。）を明らかにする図面
 - (9) その他知事が必要と認める書類及び図面

第 12 号様式 (第 26 条関係)

事業計画変更届出書

年 月 日

三重県知事 あて

住所
氏名
事業計画者 法人にあつては、名称、代表者の氏名及び
主たる事務所の所在地
電話番号

年 月 日付けで提出した事業計画書について軽微な変更をしたので、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第29条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

	変更前	変更後
変更の内容		
変更の理由		
変更年月日		

(規格A4版)

備考

- 1 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 変更に係る書類及び図面を添付してください。

第十二号様式の次に次の七様式を加える。

第 13 号様式 (第 27 条関係)

事業計画廃止届出書

年 月 日

三重県知事 あて

住所
氏名
事業計画者 法人にあつては、名称、代表者の氏名及び
主たる事務所の所在地
電話番号

事業計画を廃止したので、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第30条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業計画書の提出年月日	年 月 日
産業廃棄物の処理施設の設置等の場所	
産業廃棄物の処理施設の種類	
廃止年月日	年 月 日
廃止理由	
事業計画を廃止した旨の公告方法	
公告予定日	年 月 日

(規格 A 4 版)

備考 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

第 14 号様式 (第 28 条関係)

(第 1 面)

適用除外認定申請書

年 月 日

三重県知事 へ

住所
 氏名
 事業計画者 法人にあつては、名称、代表者の氏名及び
 主たる事務所の所在地
 電話番号

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 34 条第 2 項の規定により、その設置等により生活環境の保全上支障が生じるおそれがない産業廃棄物の処理施設として認定を受けたいので、次のとおり申請します。

産業廃棄物の処理施設の設置等の目的	
産業廃棄物の処理施設の設置等の場所	
産業廃棄物の処理施設の種類	
産業廃棄物の処理施設において処理する産業廃棄物の種類	
産業廃棄物の処理施設の処理能力	
産業廃棄物の処理施設の設置等により生活環境の保全上支障が生じるおそれがないと判断した理由	

(規格 A 4 版)

(第2面)

産業廃棄物の処理施設の位置、構造等に関する計画	
産業廃棄物の処理施設の位置	
産業廃棄物の処理施設の処理方式	
産業廃棄物の処理施設の構造及び設備	
処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	
設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
悪臭の発散並びに騒音及び振動の発生を防止するための措置	
その他産業廃棄物の処理施設の構造等に関する事項	
産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画	
排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
その他産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する事項	
産業廃棄物の搬入及び搬出の時間、方法及び経路	
産業廃棄物の処理施設を使用する日時	
産業廃棄物の処理施設の設置等に当たり行政庁の許可、認可、承認、行政庁に対する届出その他これらに類するものを必要とする場合にあってはそれらの手続の状況	
事業計画者の 連絡先	担 当 部 署
	T E L
	F A X

(第3面)

備考

- 1 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 次に掲げる書類及び図面を添付してください。
 - (1) 産業廃棄物の処理施設及び事業の用に供する施設の配置図
 - (2) 産業廃棄物の処理施設の構造及び処理能力（最終処分場にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）を明らかにする図面及び設計計算書
 - (3) 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類並びに災害防止のための計画及び埋立処分の計画を記載した書類
 - (4) 最終処分場以外の産業廃棄物の処理施設にあつては、処理工程図及び処理後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類
 - (5) 事業計画地の付近の見取図
 - (6) 排水の経路図
 - (7) 事業計画地の登記事項証明書及び不動産登記法第 14 条第 1 項に規定する地図又は同条第 4 項に規定する図面の写し
 - (8) 関係地域に該当する地域（産業廃棄物の処理に伴い生ずる排水（雨水及び従業員等の生活排水を除く。）を放流する場合は、放流地点を含む。）を明らかにする図面
 - (9) その他知事が必要と認める書類及び図面

第 15 号様式 (第 29 条関係)

(第 1 面)

産業廃棄物収集又は運搬状況報告書
(産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理実績報告書 (年度))

年 月 日

三重県知事 あて

住所

氏名

報告者 法人にあつては、名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地
電話番号

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第35条第1項の規定により、 年度の
処理の実績について、次のとおり報告します。

1 産業廃棄物収集運搬業

許可番号 第 号
許可年月日 年 月 日

2 特別管理産業廃棄物収集運搬業

許可番号 第 号
許可年月日 年 月 日

3 処理実績の有無

産 業 廃 棄 物	有	無
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物	有	無

(いずれかに○印を記入し、「有」の場合のみ別紙に内容を記入してください。)

備考

- この報告書は、報告する年の前年の4月1日から報告する年の3月31日までに処理した(特別管理)産業廃棄物を対象としてください。
- 委託先(処理ルート)ごとに、委託の内容を第2面又は第3面に記入してください。

産業廃棄物処理実績報告書（収集運搬業者用）
（第2面）

年度分

収集又は運搬を委託した者の氏名等		発生場所		産業廃棄物の種類	収集又は運搬した量 (t換算)	再委託・中継保管業者の名称及び 許可番号（該当の場合のみ記入）	許可番号				処分 コード	
氏名又は名称	所在地コード	所在地コード	処分地 コード				処分 方法					
				廃棄物コード	t	再 ・ 保管						
				廃棄物コード	t	再 ・ 保管						
				廃棄物コード	t	再 ・ 保管						
				廃棄物コード	t	再 ・ 保管						
				廃棄物コード	t	再 ・ 保管						
				廃棄物コード	t	再 ・ 保管						
				廃棄物コード	t	再 ・ 保管						
				廃棄物コード	t	再 ・ 保管						
				廃棄物コード	t	再 ・ 保管						
				廃棄物コード	t	再 ・ 保管						
				廃棄物コード	t	再 ・ 保管						
				廃棄物コード	t	再 ・ 保管						

備考 1. コード記入欄には、コード表により該当するコードを記入してください。
 2. 建設工事の場合、収集又は運搬を委託した者の氏名等の「氏名又は名称」欄には、建設工事の元請事業者に係る氏名等を記入してください。

特別管理産業廃棄物処理実績報告書 (収集運搬業者用)
(第 3 面)

年度分

収集又は運搬を委託した者の氏名等		発生場所		特管コード	特別管理産業廃棄物の種類		氏名又は名称 収集又は運搬した量 (t換算)	再委託・中継保管業者の名称及び 許可番号 (該当の場合のみ記入)	処分業者の 名称 及び 許可 番号	処分地 コード	処分の方法	処分 コード
氏名又は名称	発生場所	所在地コード	廃棄物コード		廃棄物コード	再・保管						
							t	再・保管				
		所在地コード	廃棄物コード				t	再・保管				
		所在地コード	廃棄物コード				t	再・保管				
		所在地コード	廃棄物コード				t	再・保管				
		所在地コード	廃棄物コード				t	再・保管				
		所在地コード	廃棄物コード				t	再・保管				
		所在地コード	廃棄物コード				t	再・保管				
		所在地コード	廃棄物コード				t	再・保管				
		所在地コード	廃棄物コード				t	再・保管				
		所在地コード	廃棄物コード				t	再・保管				
		所在地コード	廃棄物コード				t	再・保管				

備考 1 コード記入欄には、コード表により該当するコードを記入してください。
 2 建設工事の場合、収集又は運搬を委託した者の氏名等の「氏名又は名称」欄には、建設工事の元請事業者に係る氏名等を記入してください。

第 16 号様式 (第 29 条関係)

(第 1 面)

産業廃棄物処分状況報告書
(産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理実績報告書 (年度))

年 月 日

三重県知事 あて

住所

氏名

報告者 法人にあつては、名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地
電話番号

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第35条第1項の規定により、 年度の
処理の実績について、次のとおり報告します。

1 産業廃棄物処分業

許可番号 第 号
許可年月日 年 月 日

2 特別管理産業廃棄物処分業

許可番号 第 号
許可年月日 年 月 日

3 処理実績の有無

産 業 廃 棄 物	有	無
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物	有	無

(いずれかに○印を記入し、「有」の場合のみ別紙に内容を記入してください。)

備考

- この報告書は、報告する年の前年の4月1日から報告する年の3月31日までに処理した(特別管理)産業廃棄物を対象としてください。
- 委託先(処理ルート)ごとに、委託の内容を第2面から第8面まで、第10面、第11面又は第13面に記入してください。

産業廃棄物処理実績報告書（中間処分業者用）
（第2面）

年度分

処分を委託した者の氏名等 氏名又は名称	発生場所		産業廃棄物の種類	氏名又は名称				許可番号											
	所在地コード	発生場所		収集業者の名称、住所地の都道府県名及び三重県の許可番号	受託量 (t換算)	処分量 (t換算)	処分の方法	処分コード	処分地コード	再委託及び許可番号									
			廃棄物コード		t	t						24							
			廃棄物コード		t	t													
			廃棄物コード		t	t													
			廃棄物コード		t	t													
			廃棄物コード		t	t													
			廃棄物コード		t	t													
			廃棄物コード		t	t													
			廃棄物コード		t	t													
			廃棄物コード		t	t													
			廃棄物コード		t	t													
			廃棄物コード		t	t													
			廃棄物コード		t	t													

備考 1 コード記入欄には、コード表により該当するコードを記入してください。
 2 建設工事の場合、処分を委託した者の氏名等の「氏名又は名称」欄には、建設工事の元請事業者に係る氏名等を記入してください。
 3 処分を委託した者が自ら運搬する場合、収集運搬業者の名称等の欄は空欄としてください。

(第3面)

産業廃棄物の中間処分の状況		許可番号	24	
(年度分)		処分業者 の名称		
施設 の 所 在 地				
施設 の 種 類				
処 分 の 方 法				
処理した産業廃棄物	種 類			
	年間量 (t)			
稼働日数	月平均	日/月	年間 日/年	
稼働時間	平均	時間/日	最大 時間/日	
処理後の産業廃棄物処理状況	種 類			
	量 (t) (年間)			
	収集又は 運搬した者	氏名又は法人名 及び所在地		
		許可番号及び 許可日		
	処分委託者	氏名又は法人名 及び所在地		
		許可番号及び 許可日		
		処分方法及び 処分量		
	製品(処理 後物)売却	氏名又は法人名 及び所在地		
		利用方法及び 売却量		
		売却単価		
備 考				

(第 4 面)
産業廃棄物処理実績報告書 (中間処分業者 処理施設稼働実績)

年度分

[許可番号: 24]

産業廃棄物処理施設の種類の種類		処分した産業廃棄物の種類と年間処理量		処分後の産業廃棄物の処分	
産業廃棄物処理施設の種類の種類	産業廃棄物の種類及びコード	年間処理量 (単位: t)	産業廃棄物の種類及びコード	処分の主体 (処理委託業者の名称又は自己処分と記入)	委託量又は自己処分量 (単位: t)
許可番号:					
許可日:	廃棄物コード	t	廃棄物コード	許可番号	t
施設コード					
許可番号:					
許可日:	廃棄物コード	t	廃棄物コード	許可番号	t
施設コード					
許可番号:					
許可日:	廃棄物コード	t	廃棄物コード	許可番号	t
施設コード					
許可番号:					
許可日:	廃棄物コード	t	廃棄物コード	許可番号	t
施設コード					
許可番号:					
許可日:	廃棄物コード	t	廃棄物コード	許可番号	t
施設コード					
許可番号:					
許可日:	廃棄物コード	t	廃棄物コード	許可番号	t
施設コード					

備考 1 コード記入欄には、コード表により該当するコードを記入してください。
 2 一施設で数種類の廃棄物を処理する場合は廃棄物別に施設名を記入してください。
 3 処分後の産業廃棄物の種類が異なる場合や処分後の産業廃棄物の処分の方法が異なる場合は産業廃棄物処理施設別に記入してください。

特別管理産業廃棄物処理実績報告書（中間処分業者用）
（第 5 面）

年度分

処分を委託した者の氏名等		特管コード	氏名又は名称		収集運搬業者の名称、住所 地の都道府県名及び三重県 の許可番号	受託量 (t換算)	処分量 (t換算)	処分の方法	許可番号		再委託業者の名称 及び許可番号
氏名又は名称	発生の場所		特別管理産業廃棄物の 種	廃棄物の 種類					処分地 コード	処分地 コード	
	所在地コード		廃棄物コード			t	t				
	所在地コード		廃棄物コード			t	t				
	所在地コード		廃棄物コード			t	t				
	所在地コード		廃棄物コード			t	t				
	所在地コード		廃棄物コード			t	t				
	所在地コード		廃棄物コード			t	t				
	所在地コード		廃棄物コード			t	t				
	所在地コード		廃棄物コード			t	t				
	所在地コード		廃棄物コード			t	t				
	所在地コード		廃棄物コード			t	t				

備考 1 コード記入欄には、コード表により該当するコードを記入してください。
 2 建設工事の場合、処分を委託した者の氏名等の「氏名又は名称」欄には、建設工事の元請事業者に係る氏名等を記入してください。
 3 処分を委託した者が自ら運搬する場合、収集運搬業者の名称等の欄は空欄としてください。

(第6面)

特別管理産業廃棄物の中間処分の状況		許可番号	24	
(年度分)		処分業者 の名称		
施設 の 所 在 地				
施設 の 種 類				
処 分 の 方 法				
処理した特別管理 産業廃棄物	種 類			
	年間量 (t)			
稼働日数	月平均	日/月	年間	
			日/年	
稼働時間	平均	時間/日	最大	
			時間/日	
処理後の産業廃棄物 処理状況	種 類			
	量 (t) (年間)			
	収集又は 運搬した者	氏名又は法人名 及び所在地		
		許可番号及び 許可日		
	処分委託者	氏名又は法人名 及び所在地		
		許可番号及び 許可日		
		処分方法及び 処分量		
	製品(処理 後物)売却	氏名又は法人名 及び所在地		
		利用方法及び 売却量		
		売却単価		
備 考				

(第 7 面)
特別管理産業廃棄物処理実績報告書 (中間処分業者 処理施設稼働実績)

年度分

[許可番号: 24]

産業廃棄物処理施設の種別		処分した特別管理産業廃棄物の種類と年間処理量				処分後の産業廃棄物の処分			
特管コード	特別産業廃棄物の種類及びコード	年間処理量 (単位: t)	特管コード	特別産業廃棄物の種類及びコード	処分の主体 (処理委託業者の名称又は自己処分と記入)	委託量又は自己処分量 (単位: t)	処分の方法		
許可番号:					処分地コード				
許可日:					許可番号				
施設コード	廃棄物コード	t				t	処分方法		
許可番号:					処分地コード				
許可日:					許可番号				
施設コード	廃棄物コード	t				t	処分方法		
許可番号:					処分地コード				
許可日:					許可番号				
施設コード	廃棄物コード	t				t	処分方法		
許可番号:					処分地コード				
許可日:					許可番号				
施設コード	廃棄物コード	t				t	処分方法		
許可番号:					処分地コード				
許可日:					許可番号				
施設コード	廃棄物コード	t				t	処分方法		
許可番号:					処分地コード				
許可日:					許可番号				
施設コード	廃棄物コード	t				t	処分方法		
許可番号:					処分地コード				
許可日:					許可番号				
施設コード	廃棄物コード	t				t	処分方法		

備考 1 コード記入欄には、コード表により該当するコードを記入してください。
 2 一施設で数種類の廃棄物を処理する場合は廃棄物別に施設名を記入してください。
 3 処分後の産業廃棄物の種類が異なる場合や処分後の産業廃棄物の処分の方法が異なる場合は産業廃棄物処理施設別に記入してください。

産業廃棄物処理実績報告書（最終処分業者用）
（第 8 面）

年度分

処分を委託した者の氏名等		氏名又は名称		氏名又は名称				許可番号			
氏名又は名称	発生の場所	産業廃棄物の種類		収集運搬業者の名称、住所 所在地の都道府県名及び三重県の許可番号	受託量 (t換算)	処分量 (t換算)	処分の方法	処分コード	処分地コード	再委託及び許可番号	再委託業者の名称番号
	所在地コード	廃棄物コード			t	t					
	所在地コード	廃棄物コード			t	t					
	所在地コード	廃棄物コード			t	t					
	所在地コード	廃棄物コード			t	t					
	所在地コード	廃棄物コード			t	t					
	所在地コード	廃棄物コード			t	t					
	所在地コード	廃棄物コード			t	t					
	所在地コード	廃棄物コード			t	t					
	所在地コード	廃棄物コード			t	t					
	所在地コード	廃棄物コード			t	t					
	所在地コード	廃棄物コード			t	t					
	所在地コード	廃棄物コード			t	t					
	所在地コード	廃棄物コード			t	t					
	所在地コード	廃棄物コード			t	t					

備考 1 コード記入欄には、コード表により該当するコードを記入してください。
 2 建設工事の場合、処分を委託した者の氏名等の「氏名又は名称」欄には、建設工事の元請事業者に係る氏名等を記入してください。
 3 処分を委託した者が自ら運搬する場合、収集運搬業者の名称等の欄は空欄としてください。

(第9面)

産業廃棄物の埋立処分の状況		許可番号	24
(年度分)		処分業者 の名称	
埋立処分地の所在地			
埋立処分地の 規模等	面積 (m ²)		
	容量 (m ³)		
	型式	安定型	管理型 遮断型
埋立処分した 産業廃棄物	種類		
	年間量 (t)		
覆土土量 (t・m ³)			
残存容量 (m ³)			
埋立完了予定日			
備考			

(第10面)
産業廃棄物処理実績報告書 (最終処分業者 処理施設稼働実績)

年度分

[許可番号: 24]

産業廃棄物処理施設の種類		処分した産業廃棄物の種類と年間処理量		処分後の産業廃棄物の処分		
産業廃棄物処理施設の種類	産業廃棄物の種類及びコード	年間処理量 (単位: t)	産業廃棄物の種類及びコード	処分の主体 (処理委託業者の名称又は自己処分と記入)	委託量又は自己処分量 (単位: t)	処分の方法
許可番号:					処分地コード	
許可日:						
施設コード	廃棄物コード	t	廃棄物コード	許可番号	t	処分方法コード
許可番号:					処分地コード	
許可日:						
施設コード	廃棄物コード	t	廃棄物コード	許可番号	t	処分方法コード
許可番号:					処分地コード	
許可日:						
施設コード	廃棄物コード	t	廃棄物コード	許可番号	t	処分方法コード
許可番号:					処分地コード	
許可日:						
施設コード	廃棄物コード	t	廃棄物コード	許可番号	t	処分方法コード
許可番号:					処分地コード	
許可日:						
施設コード	廃棄物コード	t	廃棄物コード	許可番号	t	処分方法コード

最終処分場残容量	施設名:	許可番号:	施設コード	残容量 (m ³)	残重量 (t)
最終処分場残容量	施設名:	許可番号:	施設コード	残容量 (m ³)	残重量 (t)

備考 1 コード記入欄には、コード表により該当するコードを記入してください。
 2 一施設で数種類の廃棄物を処分する場合は廃棄物別に施設名を記入してください。
 3 処分後の産業廃棄物の種類が異なる場合、処分後の産業廃棄物の処分の方法が異なる場合は産業廃棄物処理施設別に記入してください。

特別管理産業廃棄物処理実績報告書（最終処分業者用）
（第11面）

年度分

処分を委託した者の氏名等 氏名又は名称	発生場所		特管 コード	特別管理産業廃棄物の種類		氏名又は名称					許可番号			再委託業者の名称及び許可番号	
	所在地コード	発生場所		取集搬業者の名称、 住所地の都道府県名及 び三重県の許可番号	受託量 (t換算)	処分量 (t換算)	処分の方法	処分 コード	処分地 コード	2	4				
				廃棄物コード				t	t						
	所在地コード			廃棄物コード				t	t						
	所在地コード			廃棄物コード				t	t						
	所在地コード			廃棄物コード				t	t						
	所在地コード			廃棄物コード				t	t						
	所在地コード			廃棄物コード				t	t						
	所在地コード			廃棄物コード				t	t						
	所在地コード			廃棄物コード				t	t						
	所在地コード			廃棄物コード				t	t						
	所在地コード			廃棄物コード				t	t						
	所在地コード			廃棄物コード				t	t						

備考 1 コード記入欄には、コード表により該当するコードを記入してください。
 2 建設工事の場合、処分を委託した者の氏名等の「氏名又は名称」欄には、建設工事の元請事業者に係る氏名等を記入してください。
 3 処分を委託した者が自ら運搬する場合、収集運搬業者の名称等の欄は空欄としてください。

(第12面)

特別管理産業廃棄物の埋立処分の状況		許可番号	24
(年度分)		処分業者 の名称	
埋立処分地の所在地			
埋立処分地の 規模等	面積 (m ²)		
	容量 (m ³)		
	型式	安定型	管理型 遮断型
埋立処分した 特別管理 産業廃棄物	種類		
	年間量 (t)		
覆土土量 (t・m ³)			
残存容量 (m ³)			
埋立完了予定日			
備考			

特別管理産業廃棄物処理実績報告書（最終処分業者 処理施設稼働実績）
（第13面）

年度分

〔許可番号： 24 〕

産業廃棄物処理施設の種類		処分した特別管理産業廃棄物の種類と年間処理量				処分後の産業廃棄物の処分				
特別管理コード	特別産業廃棄物の種類及びコード	年間処理量 (単位：t)	特別管理コード	特別産業廃棄物の種類及びコード	処分の主体 (処理委託業者の名称又は自己処分と記入)	委託量又は自己処分量 (単位：t)	処分方法	特別管理コード	特別産業廃棄物の種類及びコード	処分方法
許可番号：										
許可日：										
施設コード	廃棄物コード	t			許可番号		処分方法コード			
許可番号：										
許可日：										
施設コード	廃棄物コード	t			許可番号		処分方法コード			
許可番号：										
許可日：										
施設コード	廃棄物コード	t			許可番号		処分方法コード			
許可番号：										
許可日：										
施設コード	廃棄物コード	t			許可番号		処分方法コード			
許可番号：										
許可日：										
施設コード	廃棄物コード	t			許可番号		処分方法コード			

最終処分場残余容量	施設名：	許可番号：	施設コード	残余容量 (m)	残重量 (t)
最終処分場残余容量	施設名：	許可番号：	施設コード	残余容量 (m)	残重量 (t)

備考 1 コード記入欄には、コード表により該当するコードを記入してください。
 2 一施設で数種類の廃棄物を処理する場合は廃棄物別に施設名を記入してください。
 3 処分後の産業廃棄物の種類が異なる場合、処分後の産業廃棄物の処分の方法が異なる場合は産業廃棄物処理施設別に記入してください。

第 17 号様式 (第 32 条関係)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物紛失届出書

年 月 日

三重県知事 あて

住所

氏名

届出者 法人にあつては、名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地

電話番号

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第39条第1項の規定により、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失について、次のとおり届け出ます。

ポリ塩化ビフェニル 廃棄物の種類	1	
	2	
	3	
製造業者名 (裏面の表 より選んでください。)	1	
	2	
	3	
製造番号 (確認可能な 場合は記入してくださ い。)	1	
	2	
	3	
製造年 (確認可能な場 合は、西暦で記入して ください。)	1	
	2	
	3	
数量 (ポリ塩化ビフェ ニル廃棄物の種類、製 造業者ごとに数量を記 入してください。)	1	
	2	
	3	
保管開始年月 (西暦)	年	月
紛失判明年月日	年	月 日
紛失の経緯及び 紛失原因		
紛失状況の調査の結果 及び再発防止策		

(規格 A 4 版)

(下の表から該当する製造業者名(製造当時)の番号等を選んで、製造業者名欄に記入してください。)

01	株式会社愛知電機工作所	10	日新電機株式会社
02	富士電気製造株式会社	11	大阪変圧器株式会社
03	株式会社日立製作所	12	株式会社指月電機製作所
04	北陸電気製造株式会社	13	株式会社高岳製作所
05	マルコン電子株式会社	14	株式会社帝国コンデンサ製作所
	二井蓄電器株式会社	15	株式会社東光電気
	東京電器株式会社	16	東京芝浦電気株式会社
06	松下電器産業株式会社	17	中国電機製造株式会社
07	株式会社明電舎	18	古河電気工業株式会社
08	三菱電機株式会社	19	不 明
09	日本コンデンサ工業株式会社	その他(具体名を記入)	
	株式会社関西二井製作所		

備考

- 紛失したポリ塩化ビフェニル廃棄物が複数ある場合、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類」、「製造業者名」、「製造番号」、「製造年」及び「数量」は、紛失したポリ塩化ビフェニル廃棄物ごとに記入してください。
紛失したポリ塩化ビフェニル廃棄物が4以上ある場合は、「別紙のとおり」として別紙に記入し、添付してください。
- 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類」の欄には、その名称を具体的に記入してください。(例：変圧器(トランス)、コンデンサー、安定器、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油、感圧複写紙(ノーカーボン紙)、ウエス、汚泥。)
- 「数量」の欄は、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数(個数)を、その他のものについては質量又は体積を、それぞれ単位とともに記入してください。ただし、低圧コンデンサなど、体積が小さいものを容器にまとめて保管している場合であって、台数(個数)を把握することができないときは、質量又は体積を単位とともに記入してください。

第 18 号様式 (第 32 条関係)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物事故届出書

年 月 日

三重県知事 あて

住所

氏名

届出者 法人にあつては、名称、代表者の氏名

及び主たる事務所の所在地

電話番号

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第39条第1項の規定により、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の事故について、次のとおり届け出ます。

事故の状況	発 生 日 時	年 月 日 時 分
	発 生 場 所	
	区別 (○を付けてください)	保管中 運搬中(ただし、収集運搬業者に収集運搬を委託した場合は除く。)
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類	
	事 故 の 概 要	
	事 故 原 因	
の 状 況 の 状 況 の 状 況 等	汚染物の除去の概要	
	汚染物の保管の概要	
再 発 防 止 措 置		

(規格 A 4 版)

備考

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類」の欄には、その名称を具体的に記入してください。(例：変圧器(トランス)、コンデンサー、安定器、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油、感圧複写紙(ノーカーボン紙)、ウエス、汚泥。)

また、事故に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物が複数ある場合、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類」は事故に係るものすべてについて記入してください。

第 19 号様式 (第 33 条関係)

表

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: 15%;"> <p style="text-align: center;">写 真</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>身分証明書</p> <p>所属</p> <p>職氏名</p> <p>年 月 日生</p> <p>年 月 日発行</p> <p>年 月 日限り有効</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p>第 号</p> </div> </div>	<p>5.5 センチメートル</p>
<p>上記の者は、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第41条第1項の規定により立入検査を行うものであることを証明します。</p> <p style="text-align: right;">三重県知事 印</p>	
<p>9センチメートル</p>	

裏

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（抜粋）

（報告及び検査等）

第41条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者、産業廃棄物処理業者、県外排出事業者若しくは保管事業者に対し、産業廃棄物の保管若しくは処理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、事業者、産業廃棄物処理業者、県外排出事業者若しくは保管事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(3) 第41条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

- 1 この規則は、令和二年十月一日から施行する。ただし、第六条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の一部を改正する条例（令和二年条例第二十二号）附則第三項の規則で定める手続は、三重県産業廃棄物処理指導要綱（平成十年六月五日付け三重県公報第九百六十四号公告）第八条、第九条第二項から第四項まで及び第十条から第十六条までの規定による手続とする。

告 示

三重県告示第 434 号

戦略企画部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 2 年 7 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

戦略企画部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

戦略企画部関係補助金等交付要綱（平成 27 年三重県告示第 178 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の表第 1 号の項を次のように改める。

1	三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業助成金	県内の過疎地域などの規則で定める地域での居住等又は県内での居住かつ規則で定める産業への就業等を条件として、大学生等の奨学金の返還額の一部を助成することにより、若者の県内への定着を促進する。	<ol style="list-style-type: none"> 1 在学中に支援対象者として認定を受け、大学等を卒業した者が、就業し、かつ規則で定める地域に居住する場合又は県内で居住し、かつ規則で定める産業に就業する場合に、在学中に貸与を受けた奨学金の返還額の一部の助成に要する経費 2 大学等卒業後 3 年以内に支援対象者として認定を受けた者が、就業し、かつ規則で定める地域に居住する場合又は県内で居住し、かつ規則で定める産業に就業する場合に、支援対象者として認定を受けた時点の奨学金借入残額の一部の助成に要する経費 	別に定める。	別に定める。
---	------------------------------	--	--	--------	--------

この告示は、公表の日から施行する。

三重県告示第 435 号

三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例第一条の規則で定める地域等を定める規則（平成 28 年三重県規則第 68 号）第 1 条第 7 号に基づき知事が定める地域は次のとおりとし、令和 2 年 7 月 10 日から施行します。

なお、三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例第一条に規定する地域を定める規則第 7 号に基づき知事が定める地域（平成 28 年三重県告示第 599 号）は、令和 2 年 7 月 9 日限りで廃止します。

令和 2 年 7 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県準過疎地域自立促進要綱（平成 28 年三重県告示第 487 号）第 2 条（第 6 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する区域及び同要綱第 7 条第 2 項の規定により準過疎地域とみなされる区域

三重県告示第 436 号

三重県県税条例（昭和 25 年三重県条例第 37 号）第 11 条第 1 項の規定により、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域における三重県県税条例の規定による県税の申告等の期限の延長（令和元年三重県告示第 430 号）において別に告示で定めることとされている期日は、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域における三重県県税条例の規定により延長した県税の申告等の期限の指定（令和 2 年三重県告示第 278 号）により期日を定めたものを除き、その申告等の期限が令和元年 10 月 12 日から

令和2年8月30日までの間に到来するものについて、同月31日とする。

令和2年7月10日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県告示第 437 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

令和2年7月10日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 日 年 月 日	サービスの種類
2470205879	ヘルパーステーションねこの手	四日市市楠町南五味塚字桶先 180-7	合同会社サポートカンパニーケアキャット	令和2年 7月1日	訪問介護
2470303526	ニチイケアセンター鈴鹿中央	鈴鹿市算所3丁目16-30 ハヤカワビル302号室	株式会社ニチイ学館	令和2年 7月1日	訪問介護
2470505997	訪問介護のスイートナース津	津市中河原西興 2051	株式会社スイートナース	令和2年 7月1日	訪問介護
2470506003	訪問介護ステーション さらふるサポート 芸濃	津市芸濃町楠原字庭代 107-1	日本ライフケアソリューションズ株式会社	令和2年 7月1日	訪問介護
2460590371	訪問看護のスイートナース津	津市中河原西興 2051	株式会社スイートナース	令和2年 7月1日	訪問看護
2470506011	デイサービスるあな	津市末広町 991 番地 7	O H A N A 株式会社	令和2年 7月1日	通所介護

三重県告示第 438 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を指定しました。

令和2年7月10日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 日 年 月 日	サービスの種類
2460590371	訪問看護のスイートナース津	津市中河原西興 2051	株式会社スイートナース	令和2年 7月1日	介護予防訪問看護

三重県告示第 439 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和2年7月10日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種類別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指 定 日 年 月 日
薬局	クスリのアオキ栄町薬局	亀山市栄町萩野 1488 番地 223		薬局	令和2年 7月1日
薬局	フラワー薬局栗真店	津市栗真中山町 89 番地 1		薬局	令和2年 7月1日
訪問看護	みえ医療福祉生協 つ訪問看護ステーション	津市船頭町 1721 番地		訪問看護	令和2年 7月1日

三重県告示第 440 号

地域連携部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和2年7月10日

三重県知事 鈴木 英 敬

地域連携部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

地域連携部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 241 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(2)の表に次のように加える。

11	交通事業者感染症対策費用等補助金	新型コロナウイルス感染症の予防及び拡大防止対策を支援することにより、県内交通の安定的な運行体制の確保や、県民が安心して県内交通を利用できる環境整備を図る。	公共交通事業者が実施する新型コロナウイルス感染症の予防及び拡大防止対策に要する経費	別に定める。	公共交通事業者
----	------------------	---	---	--------	---------

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県告示第 441 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 2 年 7 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

A コープ楠店

四日市市楠町北五味塚字塩役 1465-1 ほか 9 筆

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	住所	代表者の氏名
東京センチュリー株式会社	東京都千代田区神田練堀町 3 番地	浅田 俊一

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名
東京センチュリー株式会社	東京都千代田区神田練堀町 3 番地	野上 誠

3 変更年月日

令和 2 年 4 月 1 日

4 変更理由

大規模小売店舗を設置する者の代表者が変更となったため

5 届出の日

令和 2 年 6 月 26 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 2 年 7 月 10 日から同年 11 月 10 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 442 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定に

より次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和2年7月10日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

プロサイト鈴鹿磯山店
鈴鹿市磯山 3-2-1

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前)

ヤマナカ磯山店

(変更後)

プロサイト鈴鹿磯山店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ヤマナカ	愛知県名古屋市中区葵三丁目15番31号	中野 義久
株式会社ゲオ	愛知県春日井市如意申町五丁目11番地の3	森原 哲也
岩井 勝巳	鈴鹿市東玉垣町 2585-1	—

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ホームセンターバロー	岐阜県多治見市大針町 661 番地の 1	和賀登 盛作
株式会社ゲオ	愛知県名古屋市中区富士見町 8 番 8 号	吉川 恭史

3 変更年月日

令和2年5月12日

4 変更理由

小売業者に変更が生じたため

5 届出の日

令和2年6月23日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和2年7月10日から同年11月10日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第443号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 2 年 7 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

鈴鹿江島ショッピングセンター
鈴鹿市江島町字鬼黒 247 番ほか

2 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社コメリ	午前 9 時	午後 8 時
イオンビッグ株式会社	24 時間	

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社コメリ	午前 6 時 30 分	午後 9 時 30 分
イオンビッグ株式会社	24 時間	

3 変更年月日

令和 2 年 7 月 10 日

4 変更理由

施設運営計画変更のため

5 届出の日

令和 2 年 6 月 26 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 2 年 7 月 10 日から同年 11 月 10 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 444 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 2 年 7 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール四日市北
四日市市富州原町 221 番地ほか 17 筆

2 四日市市から聴取した意見

意見なし

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和 2 年 7 月 10 日から同年 8 月 11 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 445 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路企画課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 2 年 7 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
一般国道	365号	員弁郡東員町長深地内
一般国道	365号	いなべ市大安町高柳地内
一般県道	小牧小杉線	四日市市山之色町地内

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用制限の開始日

令和 2 年 7 月 10 日

三重県告示第 446 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 2 年 7 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
572	二木島港線	二木島港	
		一般国道 311 号交点	

三重県告示第 447 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 2 年 7 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 北方多度線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
桑名市多度町福永字東福永 874 番 2 地先内	旧	30.5~31.0	16.8
	新	30.1~30.5	16.8

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐屋多度線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
桑名市多度町福永字東福永 874 番 2 地先内	旧	30.5~31.0	16.8
	新	30.1~30.5	16.8

第 3

- 1 道路の種類 一般国道

2 路線名 25号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
亀山市加太板屋字板屋 5481 番 1 地先から 亀山市加太北在家字荒沖 5529 番 1 地先まで	旧	0.2~18.8	469.6
	新	8.7~24.1	469.6

第 4

1 道路の種類 県道

2 路線名 津久居線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市久居北口町字駒走り 972 番 14 地先から 津市久居北口町字壺丁田 2659 番 2 地先まで	旧	15.5~21.1	13.0
	新	15.5~20.7	13.0

第 5

1 道路の種類 県道

2 路線名 佐原勢和松阪線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
多気郡多気町車川字熊ノ坂 71 番 1 地先から 多気郡多気町車川字熊ノ坂 65 番 1 地先まで	旧	9.2~13.0	100.3
	新	14.4~23.3	100.3

三重県告示第 448 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 2 年 7 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 260号	度会郡南伊勢町船越字花川 1837 番 5 地先内	令和 2 年 7 月 10 日
県道 伊勢大宮線	度会郡度会町長原字登 545 番 1 地先から 度会郡度会町長原字登 449 番 3 地先まで	令和 2 年 7 月 21 日
県道 鳥羽磯部線	鳥羽市松尾町字東片ビタ 1358 番 1 地先から 鳥羽市松尾町字東片ビタ 1366 番 4 地先まで	令和 2 年 7 月 22 日

三重県告示第 449 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 2 年 7 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
一般国道	260号	度会郡南伊勢町船越字花川 1837 番 5 地先内

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

- 4 占用制限の開始日
令和2年7月10日

三重県告示第 450 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 2 年 7 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 施行者の名称
明和町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
明和都市計画下水道事業
宮川流域関連明和町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成 26 年 5 月 2 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし

- (2) 使用の部分

平成 26 年三重県告示第 372 号の各事業地に大字馬之上字一ト城戸、字東垣外、字香良洲池、字園山、字増田山、字西増田山及び字野塚、大字坂本字粟垣外、字樋口、字中長、字西垣外、字出口、字里中及び字防山、大字竹川字古里及び字塚山並びに大字齋宮字引ノ頭、字北野、字花ノ木、字苺干、字出在家、字篠林、字楽殿、字法正寺、字蛭ノ沢、字稲葉、字中山、字東前沖、字西前沖、字下園、字東加座、字西加座、字鍛冶山、字木戸垣外、字順名垣外、字天白、字虫櫛、字柿之森、字牛草、字狐頭、字コウロギ及び字稲木山を加える。

公 告

三重県労働委員会委員のうち、労働者委員に 1 名の欠員が生じるので、補充委員を任命するため、労働組合法施行令（昭和 24 年政令第 231 号）第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり労働者委員の候補者の推薦を求めます。

令和 2 年 7 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 推薦資格
三重県内にのみ組織を有し、かつ、労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）第 2 条及び第 5 条第 2 項の規定に適合する労働組合
- 2 被推薦者の資格
委員候補者に推薦される者の資格については、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当しない者であること。
- 3 推薦期間
令和 2 年 7 月 10 日（金）から同年 8 月 24 日（月）まで
- 4 推薦手続
候補者を推薦しようとする労働組合は、次の書類を三重県雇用経済部雇用対策課へ提出してください。
- (1) 別記様式の推薦書
- (2) 被推薦者の履歴書
- (3) 推薦に係る労働組合が、労働組合法第 2 条及び第 5 条第 2 項の規定に適合する旨の三重県労働委員会の証明書

なお、この証明書の交付を受けるためには、令和 2 年 8 月 7 日（金）までに三重県労働委員会宛てに労

働組合資格審査申請書を提出する必要があります。不明な点は三重県労働委員会事務局（電話 059-224-3033）へお問い合わせください。

5 その他

詳細については、三重県雇用経済部雇用対策課（津市広明町 13 番地 電話 059-224-2454）までお問い合わせください。

別記様式

三重県労働委員会委員推薦書

三重県知事 宛て

年 月 日

所在地

名称

代表者氏名

印

労働組合法施行令第 21 条第 1 項の規定により、三重県労働委員会の労働者委員の候補者として次の者を推薦します。

氏名	年齢	労働組合名	地位	備考

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県志摩建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和 2 年 7 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定年月日	申請者		道路の位置	道路幅員及び延長		
	氏名	住所		道路番号	幅員(m)	延長(m)
令和 2 年 6 月 30 日	華洋ホーム株式会社 代表取締役 福岡 治	志摩市阿児町鶴方 4825	志摩市阿児町鶴方 字川向井 3348-1、	A	6.0	52.0
			3348-9、3348-20、	B	5.0	31.0
			3349-3、3349-4	C	5.0	30.8

正 誤

平成 30 年 10 月 26 日付け三重県公報第 3052 号に登載しました、道路の区域変更及びその関係図面の縦覧の告示中

ページ 行
5 10

誤

亀山市加太北在家字板屋 5481 番 1 地先から

正

亀山市加太板屋字板屋 5481 番 1 地先から

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>